

令和3年4月21日

経済産業大臣
梶山 弘志 殿

消費経済審議会
会長 升田 紘



特定商取引に関する法律施行令の一部改正について（答申）

令和3年4月14日付け20210402商第1号をもって当審議会に諮問のあった下記事項については、特定商取引に関する法律の趣旨に鑑み妥当であり、その旨答申する。

記

特定商取引に関する法律第26条第1項第8号ニに規定する適用除外の対象として政令で定められている役務の提供に関し、別紙の業務を規定するため、特定商取引に関する法律施行令別表第2（第5条、第5条の2関係）の改正を行うことについて

対象となる業務

- 電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者が行う特定信用事業
電子決済等代行業等
(農業協同組合法 (昭和22年法律第132号) 第92条の5の2第2項等)
- 金融サービス仲介業者が行う金融サービス仲介業務及び指定紛争解決機関が行う紛争解決等業務
(金融サービスの提供に関する法律 (平成12年法律第101号) 第11条第8項及び同条第12項)

以上